

## 新規就農者への新たな支援について

### 1. 趣 旨

農家戸数の減少や担い手の高齢化が進む中、本市は、これまで、国の制度を活用し、新たに農業を始める方を支援してきましたが、順調に経営発展を進める方がいる一方で、収入が伸び悩む方も多く、新規就農者の実情に応じた支援を望む声がありました。

この度、国の支援策の内容が改められたことを受け、本市独自の支援を加味した「栃木市新規就農者育成総合対策事業費補助金」を創設し、新規就農者の経営開始とその発展を総合的に支援することとしました。

### 2. 支援の概要 ※詳細は裏面参照

新規就農者への新たな支援（栃木市新規就農者育成総合対策事業費補助金）は、次の2つの補助金で構成。

#### ○栃木市新規就農者経営発展支援事業費補助金

- ・就農後の経営発展に必要な機械及び施設の導入等の取組を支援。
- ・本市独自の支援として、本人負担（補助対象経費の25%）の部分に最大100万円（補助対象経費の10%）を上乗せし、本人負担を軽減。

#### ○栃木市新規就農者経営開始支援事業費補助金

- ・就農直後の経営が不安定な時期に、経営確立に資する取組を支援。

### 3. 他市の状況

国及び県の支援に加え、市で上乗せして支援を行うのは、本市が県内初。

#### 【問合せ】

産業振興部 農業振興課

担当：中田・橋本

TEL：0282-21-2381

## 栃木市新規就農者育成総合対策事業費補助金について

R3で新規採択終了

栃木市青年就農補助金（国の事業名：農業次世代人材投資事業（経営開始型））

### ○交付金額・交付期間

一定の要件を満たす新規就農者に、農業経営を開始してから経営が安定するまでの最長5年間、経営開始3年目までは150万円/年、経営開始4年目以降は120万円/年を交付

### 新規就農をめぐる課題

- 後継者の不足（5年間で基幹的農業従事者は23%減）
- 49歳以下の新規就農者も減少傾向、特に親元就農者の減少が顕著
- 新規就農者が抱える課題
  - ・ 技術習得、資金及び農地の確保
  - ・ 経営発展の壁…経営開始6年目で約3割が年収200万円以下

行政、JA、農業公社等が連携して、新規就農者の確保・育成、課題解決に向けたきめ細やかな支援を行うことが必要

R4新設

栃木市新規就農者育成総合対策事業費補助金（国の事業名：新規就農者育成総合対策）

### 概要

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農直後の経営が不安定な時期に経営確立に資する取組を支援するとともに、就農後の経営発展に必要な機械及び施設の導入等の取組を支援する。

栃木市新規就農者経営発展支援事業費補助金  
（国の事業名：経営発展支援事業）

### ○補助率

補助対象事業費の85/100を国・県・市で  
支援（市の補助上限10/100以内）

（例）国50/100、県25/100、**市10/100**、本人15/100

### ○支援額

補助対象事業費上限1,000万円

※経営開始資金の交付対象者は上限500万円

### ○対象者・要件

- ・ 独立・自営就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者
- ・ 農業経営を継承する場合は、5年以内に継承する者で、経営を発展させる計画を立てること（親元就農も対象）等

### ○対象経費

機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等のリース料等の初期投資的な経費

栃木市新規就農者経営開始支援事業費補助金  
（国の事業名：経営開始資金）

### ○補助率

国10/100

### ○交付金額・交付期間

一定の要件を満たす新規就農者に、農業経営を開始してから経営が安定するまでの最長3年間、原則150万円/年を交付

### ○対象者・要件

- ・ 独立・自営就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者
- ・ 農業経営を継承する場合は、新規作目の導入等新規参入者と同等の経営リスクを負うこと（親元就農は対象外）
- ・ 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること等